

監査結果公表第23-2号

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成23年7月29日

| | |
|---------|---------|
| 八尾市監査委員 | 富 永 峰 男 |
| 同 | 八 百 康 子 |
| 同 | 平 田 正 司 |
| 同 | 花 村 茂 男 |

記

1 措置の通知

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知

平成22年度第1・3回工事監査（平成23年6月30日付け八建公第3号）

平成22年度第4回工事監査（平成23年6月30日付け八土下建第129号）

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

随時監査(工事監査)の結果に対する措置の内容
 建築都市部公共建築課
 山本小学校校舎改築及び耐震改修工事
 [文書指摘分]

| 指摘事項 | 講じた措置又は経過の報告 |
|---|--|
| <p>イ 留意・改善を要する事項 (ア) 計画及び設計内容について 梁配筋鉄筋量の変更及び耐震改修棟におけるクラック補修、手摺の取替え等の設計変更分については竣工図書の整理を行い遅滞なくとりまとめること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済 (平成23年3月18日) 第一回設計変更を行い、変更箇所を図面にとりまとめました。</p> |
| <p>(イ) 工事費の積算他について 軽微な設計変更が生じていることから設計変更額は早期に取りまとめること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済 (平成23年3月18日) 平成23年3月18日第一回目の工事金額の変更契約を行いました。</p> |
| <p>(ウ) 工事写真について 基礎杭(φ1,000mm場所打ち杭)に使用される鉄筋カゴの主鉄筋の継ぎ手写真については、主鉄筋のかさね継手長(1,305mm以上)の確認が設置されているスタンプでは判別しづらいものであった。かさね継手長となる部分を矢印などで明示するなど、今後の場所打ち杭工事では留意すること。また、鉄筋カゴのかぶり厚さを確保するためのスペーサーについても、設置する間隔とかぶり厚さ(80mm)を撮影するよう指導すること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済 (平成22年10月5日) 杭主筋の継手長さについては、写真を拡大し矢印で明示致しました。鉄筋カゴのスペーサーについて、今後写真を撮影するよう請負業者に指示をすると共に、今後の工事について撮影するよう課内で徹底致しました。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(エ) 施工管理について</p> <p>耐震改修棟屋上において防水工事が施工されているが、塔屋から樋配管が取り付けられ屋上部分に雨水が直接当たるようになっている。防水工事は露出シート防水となるため、直接防水面に当たらないよう処置すること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済 (平成23年6月23日)</p> <p>樋配管先端にエルボを取り付け、屋上防水面に樋受タイルと保護シートを施工致しました。</p> |
|--|--|

随時監査(工事監査)の結果に対する措置の内容
 土木部下水道建設課
 平成 22 年度飛行場北排水区第 40 工区下水道工事
 [文書指摘分]

| 指摘事項 | 講じた措置又は経過の報告 |
|--|--|
| <p>イ 留意・改善を要する事項 工事に先立って、施工業者により沿道家屋の家屋調査が実施されていたが、この報告書の中で壁のクラック調査が示され、クラック幅は記載してあるものの、クラック長さは「全長」などの表示のみであった。クラック長さについては適切な表現となるよう配慮して記載すること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済 (平成 23 年 6 月 24 日) 今まで、家屋調査報告書におけるクラック長さについては「全長」と記載している場合もありましたが、ご指摘のとおり「全長」という表現はあいまいな為、下水道建設課内で検討した結果、今後の家屋調査報告書にはクラックの長さについてクラックの発生端と先端との直線距離を 1 cm の単位で測定し、この直線距離をクラック長さとして記載いたします。</p> |